

## < 参考資料 >

---

### 目次

---

- ・ 検討経過（第1回から第6回までの会議経過）…………… 1
  - ・ 委員の意見の整理（概要）…………… 4
  - ・ 評価項目に対する評価表…………… 6
  - ・ 田辺市庁舎整備方針検討委員会条例（平成27年田辺市条例第29号）… 8
  - ・ 田辺市庁舎整備方針検討委員会委員名簿（平成28年4月1日現在）… 9
  - ・ 田辺市庁舎整備調査報告書…………… 別冊
  - ・ 田辺市役所及び田辺市民総合センターの今後の整備に関するアンケート  
集計結果…………… 別冊
-

---

## 第1回 庁舎整備方針検討委員会（概要）

1 日時：平成28年1月20日（水）午前10時30分～12時

2 場所：市役所3階第1会議室

### 3 会議概要

(1) 委嘱式 市長あいさつ、委嘱状交付

(2) 委員長選出（互選） 京都大学 防災研究所 牧 紀男 教授

(3) 委員長職務代理者指名 和歌山大学 システム工学部 小川 宏樹 准教授

(4) 議事

ア 委員会の概要について 田辺市庁舎整備方針検討委員会条例に基づき事務局から説明

イ 庁舎の現況と課題について 田辺市庁舎整備調査報告書「庁舎の現況と課題について」により事務局から説明

ウ 委員会の運営について 開催期間や頻度等について、事務局から説明

エ 委員会の進め方について 委員長から案として提案、承認

- ・ 第3回（3月16日）に各委員の意見を述べる機会を作ること。
- ・ 委員長からアンケート実施の提案 - 次回までに計画案を事務局で作成

(5) 閉会 次回日程及び議事確認

---

## 第2回 庁舎整備方針検討委員会（概要）

1 日時：平成28年2月10日（水）午前10時30分～12時

2 場所：市役所3階第1会議室

### 3 会議概要

(1) 議事

ア 庁舎の現況と課題に関する質疑事項について

イ 庁舎の整備案について 田辺市庁舎整備調査報告書「庁舎整備の方法」により説明（国際航業(株)）及び質疑応答

ウ 評価項目案について

エ アンケート案について

(2) 閉会 次回日程及び議事確認

---

### 第3回 庁舎整備方針検討委員会（概要）

- 1 日時 平成28年3月16日（水）午後1時30分～3時40分
- 2 場所 市役所3階第1会議室
- 3 会議概要

#### (1) 議事

- ア 庁舎の現況と課題に関する質疑事項について
- イ 庁舎の整備について（意見披露）
- ウ 整備案の評価方法と評価（案）について
- エ 評価項目に対応する、評価方法と評価案
- オ アンケートの中間報告について

#### (2) その他

- ・ 次回日程及び議事確認
  - ・ 意見の追加について 何かあれば、紙ベースで事務局に届けてもらう
- 

### 第4回 庁舎整備方針検討委員会（概要）

- 1 日時 平成28年4月22日（金）午後1時30分～3時
- 2 場所 市役所3階第1会議室
- 3 会議概要

#### (1) 議事

- ア アンケートの集計結果について 報告書に基づいて説明
- イ 委員の意見の取りまとめ結果について
- ウ 整備案の評価項目ごとの評価（案）について 説明

#### (2) その他

- ・ アンケートは、この委員会での議論の参考であり、結果について強い方向性を持っているので、今の時点で公表してしまうと、委員会の議論に影響を及ぼすものと思われるため、報告書は答申まで公表を控えることとした。
- ・ 次回日程及び議事確認

---

## 第5回 庁舎整備方針検討委員会（概要）

- 1 日時 平成28年5月18日（水）午後1時30分～3時
- 2 場所 田辺市役所 庁舎別館3階大会議室
- 3 会議概要

### (1) 議事 庁舎整備方針の検討

- ア 評価案についての修正内容説明
- イ 答申の形についての資料説明と決定
- ウ 答申本文の検討

以下をもとに、委員長と事務局とで答申案の作成を行うこととした。

庁舎の災害対策機能：津波・洪水の想定浸水域外に出る

中心市街地の衰退懸念：中心市街地の近く（それほど離れない）

庁舎機能：市役所本庁舎と市民総合センターの機能を統合する

時期：できるだけ早く整備すること。

跡地利用について（附帯意見として付ける。案の作成は委員長に一任）

### (2) その他

- ・ 次回日程及び議事確認

---

## 第6回 庁舎整備方針検討委員会（概要）

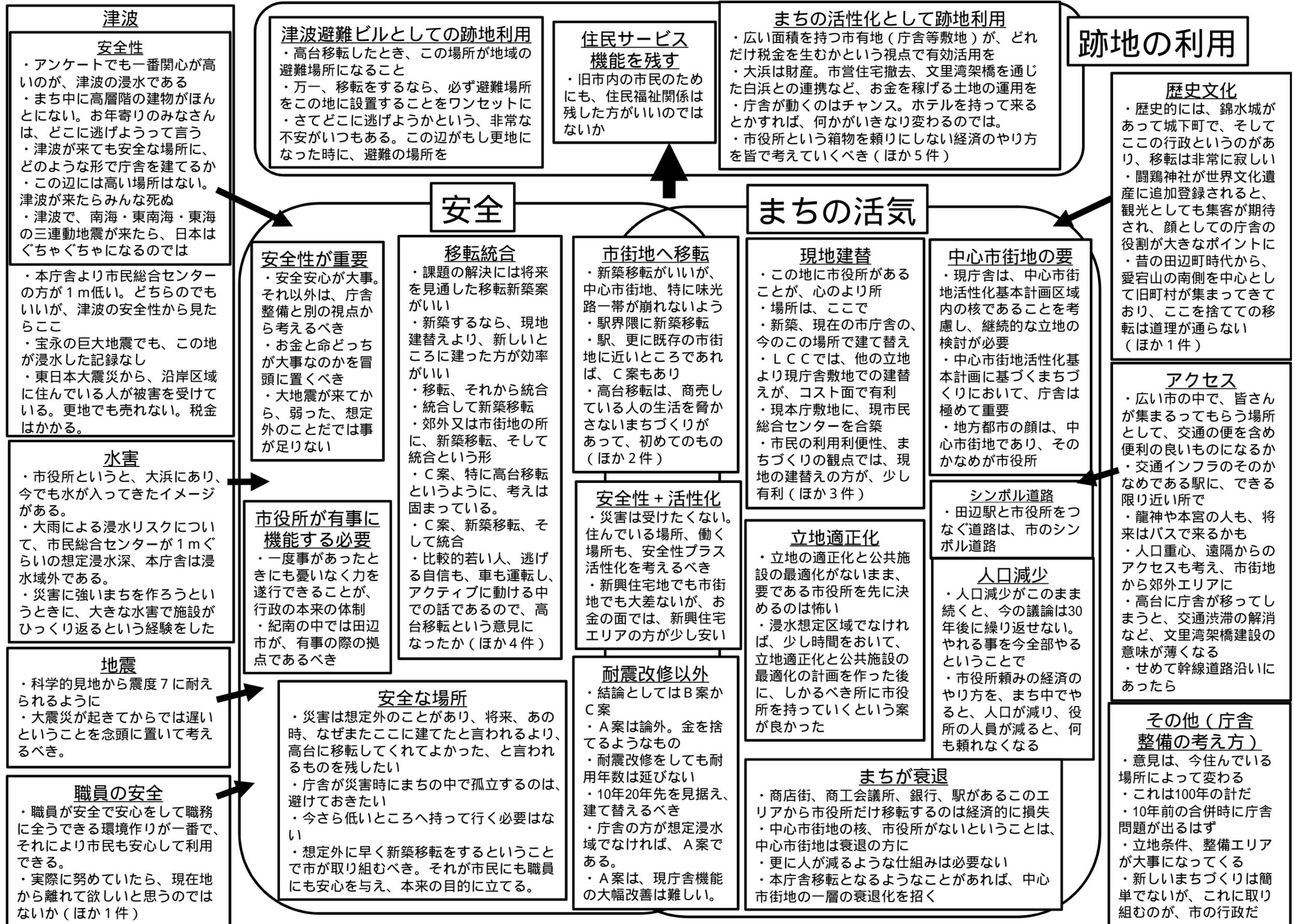
- 1 日時：平成28年7月29日（金）午前10時30分～11時00分
- 2 場所：市役所4階第一委員会室
- 3 会議概要

### (1) 議事

- ア 答申書案について
- イ 答申式の形について

### (2) その他

委員の意見の整理（概要）（1）



津波

安全性

- アンケートでも一番関心が高いのが、津波の浸水である
- まち中に高層階の建物がほとんどにない。お年寄りのみなさんは、どこに逃げようって言う
- 津波が来ても安全な場所に、どのような形で庁舎を建てるか
- この辺には高い場所はない。津波が来たらみんな死ぬ
- 津波で、南海・東南海・東海の三連動地震が来たら、日本はぐちゃぐちゃになるのでは

- 本庁舎より市民総合センターの方が1m低い。どちらのでもいいが、津波の安全性から見たらここ
- 宝永の巨大地震でも、この地が浸水した記録なし
- 東日本大震災から、沿岸区域に住んでいる人が被害を受けている。更地でも売れない。税金はかかる。

水害

- 市役所という、大浜にあり、今でも水が入ってきたイメージがある。
- 大雨による浸水リスクについて、市民総合センターが1mぐらいの想定浸水深、本庁舎は浸水域外である。
- 災害に強いまちを作ろうというときに、大きな水害で施設がひっくり返るといった経験をした

地震

- 科学的見地から震度7に耐えられるように
- 大震災が起きてからでは遅いということを念頭に置いて考えるべき。

職員の安全

- 職員が安全で安心をして職務に全うできる環境作りが一番で、それにより市民も安心して利用できる。
- 実際に努めていたら、現在地から離れて欲しいと思うのではないか（ほか1件）

津波避難ビルとしての跡地利用

- 高台移転したとき、この場所が地域の避難場所になること
- 万一、移転をするなら、必ず避難場所をこの地に設置することをワンセットに
- さてどこに逃げようかという、非常な不安がいつもある。この辺がもし更地になった時に、避難の場所を

住民サービス機能を残す

- 旧市内の市民のためにも、住民福祉関係は残した方がいいのではないか

まちの活性化として跡地利用

- 広い面積を持つ市有地（庁舎等敷地）が、どれだけ税金を生むかという視点で有効活用を
- 大浜は財産。市営住宅撤去、文里湾架橋を通じた白浜との連携など、お金を稼げる土地の運用を
- 庁舎が動くのはチャンス。ホテルを持って来るとかすれば、何かがいきなり変わるのでは。
- 市役所という箱物を頼りにしない経済のやり方を皆で考えていくべき（ほか5件）

跡地の利用

歴史文化

- 歴史的には、錦水城があつて城下町で、そしてこの行政というのがあり、移転は非常に寂しい
- 鬮鶏神社が世界文化遺産に追加登録されると、観光としても集客が期待され、顔としての庁舎の役割が大きなポイントに
- 昔の田辺町時代から、愛宕山の南側を中心として旧町村が集まってきており、ここを捨てての移転は道理が通らない（ほか1件）

アクセス

- 広い市の中で、皆さんが集まるってもらう場所として、交通の便を含め便利の良いものになるか
- 交通インフラのそのかなめである駅に、できる限り近い所で
- 龍神や本宮の人も、将来はバスで来るかも
- 人口重心、遠隔からのアクセスも考え、市街地から郊外エリアに
- 高台に庁舎が移ってしまうと、交通渋滞の解消など、文里湾架橋建設の意味が薄くなる
- せめて幹線道路沿いにあつたら

その他（庁舎整備の考え方）

- 意見は、今住んでいる場所によって変わる
- これは100年の計だ
- 10年前の合併時に庁舎問題が出るはず
- 立地条件、整備エリアが大事になってくる
- 新しいまちづくりは簡単でないが、これに取り組むのが、市の行政だ

安全

安全性が重要

- 安全安心が大事。それ以外は、庁舎整備と別の視点から考えるべき
- お金と命どっちが大事なのかを冒頭に置くべき
- 大地震が来てから、弱った、想定外のことだでは事が足りない

移転統合

- 課題の解決には将来を見通した移転新築案がいい
- 新築するなら、現地建替えより、新しいところに建った方が効率がいい
- 移転、それから統合
- 統合して新築移転
- 郊外又は市街地の所に、新築移転、そして統合という形
- C案、特に高台移転というように、考えは固まっている。
- C案、新築移転、そして統合
- 比較的若い人、逃げる自信も、車も運転し、アクティブに動ける中での話であるので、高台移転という意見になったか（ほか4件）

市街地へ移転

- 新築移転がいいが、中心市街地、特に味光路一帯が崩れないよう
- 駅界隈に新築移転
- 駅、更に既存の市街地に近いところであれば、C案もあり
- 高台移転は、商売している人の生活を脅かさないまちづくりがあつて、初めてのもの（ほか2件）

安全性 + 活性化

- 災害は受けたくない。住んでいる場所、働く場所も、安全性プラス活性化を考えるべき
- 新興住宅地でも市街地でも大差ないが、お金の面では、新興住宅エリアの方が少し安い

耐震改修以外

- 結論としてはB案かC案
- A案は論外。金を捨てるようなもの
- 耐震改修をしても耐用年数は伸びない
- 10年20年先を見据え、建て替えるべき
- 庁舎の方が想定浸水域でなければ、A案である。
- A案は、現庁舎機能の大幅改善は難しい。

まちの活気

現地建替

- この地に市役所があることが、心のより所
- 場所は、ここで
- 新築、現在の市庁舎の、今のこの場所で建て替え
- LCでは、他の立地より現庁舎敷地での建替えが、コスト面で有利
- 現本庁敷地に、現市民総合センターを合築
- 市民の利用利便性、まちづくりの観点では、現地の建替えの方が、少し有利（ほか3件）

立地適正化

- 立地の適正化と公共施設の最適化がないまま、要である市役所を先に決めるのは怖い
- 浸水想定区域でなければ、少し時間をかけて、立地適正化と公共施設の最適化の計画を作った後に、しかるべき所に市役所を持っていくという案が良かった

まちが衰退

- 商店街、商工会議所、銀行、駅があるこのエリアから市役所だけ移転するのは経済的に損失
- 中心市街地の核、市役所がないということは、中心市街地は衰退の方に
- 更に人が減るような仕組みは必要ない
- 本庁舎移転となるようなことがあれば、中心市街地の一層の衰退化を招く

安全な場所

- 災害は想定外のことがあり、将来、あの時、なぜまたここに建てたと言われるより、高台に移転してくれてよかった、と言われるものを残したい
- 庁舎が災害時にまちの中で孤立するのは、避けておきたい
- 今さら低いところへ持って行く必要はない
- 想定外に早く新築移転をするということで市が取り組むべき。それが市民にも職員にも安心を与え、本来の目的に立てる。

## 庁舎の建て方

### 機能の統合

- ・市役所2つを1本化して、はじめて機能が充実するのでは
- ・庁舎は1つにまとまってこそ、本来の行政の機能が発揮されるものだ
- ・防災センターも兼ねた高層階の建物で、いろんな方の憩いの場所として、文化を重視して作ったら一番いい
- ・1つの建物の中に全部入れるのは難しくても、1つの団地に、福祉も本庁も他の施設もというように、1か所で済み感じがいい

### 高層か低層か

- ・市役所は、市の中心で活躍するところであり、高い建物がいいのか、横に広い建物がいいか、考えるべき
- ・（場所がなければ）16階建てにするなどをすれば、敷地は少なくて済む。色んな方法があると思う

### 駐車場

- ・ここは場所は少ないから全部建物に、今駐車場のあるところも建物にして、建物の下を駐車場に
- ・（他施設の例）最大の問題は、駐車場がないこと。お客さんが来られたときの駐車場がない

### 木造で

- ・木造で建てて、高さを低くし、横に広く取ると、スムーズに仕事もできるのでは
- ・木をたくさん使うと、木のぬくもりを感じる。我々は木の中で住んでいるから、そういうのがマッチするのでは

### プロティ方式で大丈夫

- ・（資料によると）津波による浸水リスクについて、現本庁舎、現市民総合センターともに下層階は浸水するが、上層階に避難可能と出ている
- ・仮に津波が来ても、まるごと建物ごと流されることのないような建築技術もあると思うので、行政的にもそんなに混乱しないのでは
- ・本庁舎の玄関が2階なのは、高潮対策だと思う
- ・低層階は駐車場や会議室などの形とし、高台の施設に災害対策本部を置くなどのソフト対策をとった上でB案もあるうかと思う
- ・垂直的な建屋にすることで、文化会館とともに、津波の避難所として活用できる
- ・南海トラフ巨大地震による津波浸水想定の本本庁舎約3.9mの浸水予測に対し、1階2階を駐車場にし、垂直的な回避による安全性の確保可能
- ・津波とか地震の被害に備えるためなら、高層階の建物にして、1、2階を駐車場にして、行政局とか、高台に新築された消防署を有効に活用したら、行政機能の混乱もないのでは（ほか2件）

### 予算・設計

- ・PFIなどで民間に建ててもらい、賃料を払う。職員が減ったら借りる面積も減らせ、賃料も減らせる。民間なら、空いたフロアに何か考える。それを想定しておく
- ・建替えのお金はあるか、借金して大丈夫かという意見もあるが、経済の振興に金はかかる。その費用、将来のバック、追加費用。100年先も田辺市はあるだろうから、冷静な検討が必要
- ・（他施設の例）東京の方が設計したらしいが、本当に地元に密着した設計であったかどうか

### バリアフリー

- ・駐車場しかりバリアフリーしかり、住民のためになっていない庁舎がすごく多い。田辺市は、モデルになるような庁舎で

### 委員会について

- ・耐震に問題があるという話で、この検討委員会を立ち上げた事は良いだが、遅きに失した感じがする。
- ・未来に向け、市役所はここであるべきだという姿を、委員会の中で方向性をしっかり見出しただきたい
- ・各団体、大小様々な課題を抱えているが、向き合っ、きちんとした対応をし、庁舎についても、報告をしなければならない
- ・本当に難しい話であり、これから先を見越した中で、どういう庁舎にしていくか
- ・生命や財産を守る中での位置付け、ほかの公共施設との関連、こうした庁舎問題を考える大きな仕事の難しさが、われわれに課せられている。

### アンケートについて

- ・アンケートについて、12世帯に1通は行っていることになる。多くはないが、色んな人から電話がかかってくると思った。
- ・アンケートに市役所や市民総合センターへの利用頻度を問う質問があったが、車でしか来られない上、ほんとに何かのついでに寄ってみようかという程度で、ほとんどは行政局で用が済む。

庁舎整備案に関する評価

庁舎整備 コンセプト	評価項目	評価項目の考え方	A (耐震改修)	B - 1 (現地建替・本庁舎)	B - 2 (現地建替・ 市民総合センター)	C - 1 (移転新築・ 市街地エリア)	C - 2 (移転新築・ 新興住宅地エリア)	C - 3 (移転新築・ 郊外エリア)
1 支市 民の 拠点 安全 安心を	津波による 浸水の危険性	M8.7規模の地震による 津波(L1)、又はM9.1 規模の地震による津波 (L2)の想定浸水域内 にあるかどうか	・本庁舎はL2の想定浸水 域内  ・市民総合センターはL1 の想定浸水域内	・L2の想定浸水域内	・L1の想定浸水域内	・想定浸水域外  (想定浸水域を外して検 討するもの)	・想定浸水域外  (想定浸水域を外して検 討するもの)	・想定浸水域外  (想定浸水域を外して検 討するもの)
	大雨による 浸水の危険性	50年に1度の大雨によ る洪水の想定浸水域内 にあるかどうか	・本庁舎は想定浸水域外  ・市民総合センターは想 定浸水域内	・想定浸水域外  (周辺地域の浸水によ り、災害対策の障害とな るおそれがある)	・想定浸水域内  (周辺地域が広く浸水区 域となっている)	・想定浸水域外  (想定浸水域を外して検 討するもの)	・想定浸水域外  (想定浸水域を外して検 討するもの)	・浸水域外  (想定浸水域を外して検 討するもの)
2 市民が 利用し やすい 行政 拠点	庁舎分散の解消	本庁舎及び市民総合セ ンター機能の分散の解 消	・現状のまま  (分散状況を解消するこ とはできない)	・解消する  (新築であり、分散解消 が可能)	・解消する  (新築であり、分散解消 が可能)	・解消する  (新築であり、分散解消 が可能)	・解消する  (新築であり、分散解消 が可能)	・解消する  (新築であり、分散解消 が可能)
	庁舎機能の向上	庁舎の狭あいや駐車場 不足への対応、バリア フリーや環境性能等の 庁舎機能の向上	・現状のまま  (機能向上に伴う改修は極 めて限定的)	・向上する  (新築であり、庁舎機能 の向上が可能)	・向上する  (新築であり、庁舎機能 の向上が可能)	・向上する  (新築であり、庁舎機能 の向上が可能)	・向上する  (新築であり、庁舎機能 の向上が可能)	・向上する  (新築であり、庁舎機能 の向上が可能)
	駅からの距離	公共交通機関の中心と なるJR紀伊田辺駅か ら徒歩圏内にあるかど うか	・最大徒歩圏内  (本庁舎は直線距離で830 m、市民総合センターは直 線距離で670m)	・最大徒歩圏内  (直線距離で830m)	・最大徒歩圏内  (直線距離で670m)	・平均徒歩圏内～ 最大徒歩圏内  (駅裏側の愛宕山からつ ぶり坂を経て鬮鶏神社裏 山方面までが平均徒歩圏 内)	・最大徒歩圏内～ 最大徒歩圏外  (朝日ヶ丘・新万・南新 万・あけぼの・東山・学 園方面等が最大徒歩圏 内)	・最大徒歩圏外  (通常徒歩で歩く範囲を 超える。)
車での アクセスの容易さ	全市を結ぶ道路網の軸 となる道路である国道 42号田辺バイパスと整 備エリアとの位置関係	・国道42号バイパスを含 むエリアに隣接していな い	・国道42号バイパスを含 むエリアに隣接していな い	・国道42号バイパスを含 むエリアに隣接していな い(本庁舎よりはアクセ スが容易)	・国道424号や主要県道 により国道42号バイパス へのアクセスが容易	・国道42号バイパスを含 むエリアに隣接	・国道42号バイパスを含 むエリアにある	
3 点市 づく り展 を・ 支 援 性 化 る・ 拠 ま	中心市街地との 位置関係	中心市街地活性化計画 区域が整備エリア内に 含まれているかどうか	・中心市街地活性化計画 区域内に立地	・中心市街地活性化計画 区域内に立地	・中心市街地活性化計画 区域内に立地	・中心市街地活性化計画 区域内に隣接するエリア である (当該区域の北東側と隣 接している)	・離れている  (市街地エリアを挟んで いる)	・離れている  (新興住宅地エリアの外 側にある)
	立地の適正さ	整備エリアが用途地域 にあるかどうか	・本庁舎は商業地域  ・市民総合センターは第 1種住居地域	・用途地域内  (商業地域)	・用途地域内  (第1種住居地域)	・用途地域内  (商業地域、近隣商業地 域、第1種中高層住居専 用地域、第1種住居地域 等)	・用途地域内  (第1種低層住居専用 地域、第1種・第2種中 高層住居専用地域、第1 種住居地域等)	・おおむね用途地域外  (一部に第1種住居地 域を含む)

庁舎整備 コンセプト	評価項目	評価項目の考え方	A (耐震改修)	B - 1 (現地建替・本庁舎)	B - 2 (現地建替・ 市民総合センター)	C - 1 (移転新築・ 市街地エリア)	C - 2 (移転新築・ 新興住宅地エリア)	C - 3 (移転新築・ 郊外エリア)	
3 り市をの 支発展す・ 活拠点化・ まちづく	公共施設等の 集積度	整備エリア周辺の立地に公共施設等が集まっているかどうか	・集まっている (特記については、B - 1、B - 2 参照)	・集まっている (隣接して紀南文化会館、商工会議所、医師会館、周辺に裁判所、税務署、都市公園等、集積度は高い)	・集まっている (周辺に金融機関、郵便局、都市公園、大きな医療機関等、集積度は高い)	・集まっている (民間企業、商業施設、医療機関、福祉施設等が存在している)	・やや集まっている (西牟婁総合庁舎周辺に、年金事務所や民間企業等が集積している場所もあり)	・集まっていない (公共施設や民間企業等が点在する)	
	庁舎の整備エリア や跡地に関する整備 の必要性	庁舎の整備エリアのまちづくりや、跡地に係る経済対策、津波避難対策等の必要性、又は整備を機会とした新たなまちづくりの可能性	・現庁舎機能の維持にとどまるため、新たな経済効果を生むような検討の余地は少ないが、津波避難ビルとしての活用については別途検討が可能であり、必要である	・経済対策、津波避難対策への活用など、市民総合センター跡地の活用について検討が可能であり、必要である	・経済対策、津波避難対策への活用など、本庁舎跡地の活用について検討が可能であり、必要である	・経済対策、津波避難対策等、両方の跡地の整備の検討が可能であり、必要である	・経済対策、津波避難対策等、両方の跡地の整備の検討が可能であり、必要である ・立地によっては再開発や道路整備等のまちづくりの検討が可能である	・経済対策、津波避難対策等、両方の跡地の整備の検討が可能であり、必要である ・立地によっては再開発や道路整備等の新たなまちづくりの検討が可能である	
4 整備の 容易さ	整備費用	建設又は改修に係る整備費用  想定概算工事費	・耐震改修及び附帯工事に係る費用にとどまるため、短期的に要する整備費用は最も低い。  計約14億円	・周辺庁舎を利用できる分、整備費用はやや低い。  約72億円	・C案の移転新築よりも、用地費に係る費用が不要なため、整備費用はその分廉価となる  計約87億円	・建設費用のほか、用地に係る費用も別途必要(造成費用の概算は算入)  計約88億円	・建設費用のほか、用地に係る費用も別途必要(造成費用の概算は算入)  計約88億円	・建設費用のほか、用地に係る費用も別途必要(造成費用の概算は算入)  計約87億円	
	ライフサイクルコスト(長期視点に基づく費用)	整備費用に加え、維持管理費を含む長期視点に基づく費用  想定概算費用費(65年間)	・改修して使用する分、費用は低減するが、後年、整備の必要が生じるほか、本庁舎周辺庁舎についても、更新の検討が別途必要  約203億円	・周辺庁舎を利用できる分、やや低いが、その更新等についても別途検討が必要あり、長期的にはB - 2案と同等と考えられる  約210億円	・C案の移転新築よりも、造成費・用地費に係る費用が不要なため、整備費用はその分廉価となるものの、大差はない  約224億円	・維持管理費用はB案の現地建替と同程度であるが、初期費用が他案よりも大きい  約226億円	・維持管理費用はB案の現地建替と同程度であるが、初期費用が他案よりも大きい  約225億円	・維持管理費用はB案の現地建替と同程度であるが、初期費用が他案よりも大きい  約225億円	
	公共施設の最適化と官民連携によるコストの削減	他目的の公共施設や民間施設との複合化や官民連携による行政コスト削減の検討が可能かどうか	・検討外  (現庁舎機能の維持にとどまるため、検討の余地は少ない)	・検討可能  (整備時に検討が可能)	・検討可能  (整備時に検討が可能)	・検討可能  (整備時に検討が可能)	・検討可能  (整備時に検討が可能)	・条件付きで検討可能  (周辺の住宅環境に配慮が必要)	・条件付きで検討可能  (整備に際し、地区計画等、郊外拠点としての位置付けが必要)
	用地の確保	整備に必要な用地が確保されているかどうか	・不要  (改修のみであり、新たな用地は不要)	・不要  (扇ヶ浜海岸駐車場敷地等を活用することにより市有地のみで建設可)	・不要  (駐車場用地が別途必要となる可能性あり)	・必要  (用地買収と造成が必要となる可能性が高い)	・必要  (用地買収と造成が必要となる可能性が高い)	・必要  (用地買収と造成が必要となる可能性が高い)	・必要  (用地買収と造成が必要だが、造成が可能と思われる丘陵地が広く存在)
	仮設庁舎の必要性	仮設費用その他の仮設への移転に伴う損失について	・小規模であるが必要  (本庁舎1階に相当する分の仮設が必要)	・必要  (大規模な仮設が必要であり、それに伴う移転コストも発生)	・必要  (会議室等を移設先に当てることで、仮設の規模をある程度押さえる事が可能)	・不要  (新庁舎完成後に移転するため、仮設不要)	・不要  (新庁舎完成後に移転するため、仮設不要)	・不要  (新庁舎完成後に移転するため、仮設不要)	・不要  (新庁舎完成後に移転するため、仮設不要)

## 田辺市庁舎整備方針検討委員会条例

平成27年 9月28日田辺市条例第29号

### (設置)

第1条 庁舎の整備方針について検討するため、田辺市庁舎整備方針検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、庁舎の整備方針に関し必要な事項を検討し、その結果を市長に答申するものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織し、委員は、識見を有する者等のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、前項の規定による委嘱の日から前条の規定による答申が終わった日までとする。

### (委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開しない。

### (守秘義務)

第6条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、第2条の規定による答申が終わった日限り、その効力を失う。

田辺市庁舎整備方針検討委員会 委員名簿

職名	所属団体等	職名等	氏名	備考
委員長	京都大学 防災研究所	教授	牧 紀 男	
委員長職務代理者	徳島大学 理工学部	教授	小 川 宏 樹	前 和歌山大学 システム工学部 准教授
委員	田辺市自治会連絡協議会	会長	野 村 悠一郎	
委員	田辺市自治会連絡協議会	副会長	垣 城 光	
委員	田辺市自治会連絡協議会	副会長	松 本 榮 夫	
委員	田辺市身体障害者連盟	会長	上 森 力	
委員	社会福祉法人 田辺市社会福祉協議会	会長	野 見 陽一郎	
委員	田辺市老人クラブ連合会 連絡協議会	会長	田ノ本 實	
委員	田辺商工会議所	会頭	橘 一 郎	
委員	広域商工会くまの協議会	理事	花 本 健	
委員	田辺市 商店街振興組合連合会	会長	泉 清	
委員	紀南農業協同組合	代表理事 組合長	本 田 勉	
委員	田辺市水産振興会	副会長	木 下 吉 雄	
委員	田辺市熊野 ツーリズムビューロー	会長	多 田 稔 子	
委員	田辺市 男女共同参画懇話会	会長	良 原 昌 子	
委員	公益社団法人 白浜・田辺青年会議所	理事長	玉 置 佳 範	
委員	田辺市PTA連合会	会長	碓 井 聖 二	
委員	田辺市女性会連絡協議会	役員	浦 地 よね子	
委員	公募委員		芝 ゆかり	
委員	公募委員		野久保 太一郎	

特記がない限り、職名等は就任時のもの